

改正

令和3年3月26日規則第17号

令和7年3月28日規則第14号

私立学校法施行細則をここに公布する。

私立学校法施行細則

私立学校法施行細則（平成20年沖縄県規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）の実施のため、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（寄附行為の認可の申請）

第2条 法第23条第1項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人の設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立学校等」という。）を設置しようとする日の前日の1年前までに、学校法人寄附行為認可申請書（第1号様式）を提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合には、沖縄県私立学校審議会に諮問し、答申を受けた上で、私立学校等を開設しようとする日の前日までに認可の可否を決定し、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

（寄附行為の補充の請求）

第3条 法第25条第1項の規定による寄附行為の補充の請求は、学校法人寄附行為補充請求書（第2号様式）を提出して行わなければならない。

（選任の請求）

第4条 法第34条第2項の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任の請求は、一時理事選任請求書（第3号様式）を提出して行わなければならない。

2 法第50条第2項の規定による一時監事の職務を行うべき者の選任の請求は、一時監事選任請求書（第4号様式）を提出して行わなければならない。

3 法第65条第2項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任の請求は、一時評議員選任

請求書（第5号様式）を提出して行わなければならない。

（不正の行為等の報告）

第5条 法第56条第2項の規定による所轄庁への報告は、不正行為等報告書（第6号様式）を提出して行わなければならない。

（評議員会招集の許可の申請）

第6条 法第72条第1項の規定による評議員会の招集の許可の申請は、評議員会招集許可申請書（第7号様式）を提出して行わなければならない。

（寄附行為変更の認可の申請）

第7条 法第108条第3項の規定による寄附行為の変更の認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書（第8号様式）を提出して行わなければならない。

2 法第108条第5項の規定による寄附行為の変更の届出は、学校法人寄附行為変更届（第9号様式）を提出して行わなければならない。

3 省令第44条第6項に規定する所轄庁が定める日は、新たに私立学校等を設置し、又は設置している私立学校等に新たに課程、学科若しくは部を設置しようとする日の前日の3月前の日とする。

4 省令第44条第10項に規定する所轄庁が定める日は、私立学校又は課程、学科若しくは部を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事又は指定都市の長の所轄に属する私立学校又は他の課程、学科若しくは部を設置しようとする日の前日の3月前の日とする。

（解散の認可の申請）

第8条 法第109条第3項の規定による学校法人の解散の認可の申請は、学校法人解散認可申請書（第10号様式）を提出して行わなければならない。

（解散の届出）

第9条 法第109条第5項の規定による学校法人の解散の届出は、学校法人解散届（第11号様式）を提出して行わなければならない。

（清算人の選任の申立て）

第10条 法第112条第2項の規定による清算人の選任の申立ては、清算人選任申立書（第12号様式）を提出して行わなければならない。

（清算人の届出）

第11条 法第115条の規定による清算人の届出は、清算人就職届（第13号様式）を提出して行わなければならない。

（清算終了の届出）

第12条 法第122条の規定による清算終了の届出は、清算終了届（第14号様式）を提出して行わなければならない。

（合併の認可の申請）

第13条 法第126条第3項の規定による学校法人の合併の認可の申請は、学校法人合併認可申請書（第15号様式）を提出して行わなければならない。

（準学校法人への準用）

第14条 第2条から前条までの規定は、法第152条第6項において準用する法第3章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

（組織変更の認可の申請）

第15条 法第152条第7項の規定による学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となることの認可の申請は、学校法人組織変更認可申請書（第16号様式）を提出して行わなければならない。

2 省令第57条第6項に規定する所轄庁が定める日は、学校法人が準学校法人になろうとし、又は準学校法人が学校法人になろうとする日の前日の3月前の日とする。

（登記の届出）

第16条 政令第6条第1項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときの届出は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを提出して行わなければならない。

（1） 組合等登記令第6条第1項の規定による設立の登記 設立登記済届（第17号様式）

（2） 組合等登記令第3条第1項の規定による変更の登記 変更登記済届（第18号様式）

（役員等変更の届出）

第17条 政令第6条第2項の規定による理事、監事、評議員、又は会計監査人が就任し、又は退任したときの届出は、役員等変更届（第19号様式）を提出して行わなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
学校法人名（仮称）
設立代表者名

学校法人 寄附行為認可申請書

学校法人 〃の設立を目的とする寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法（第23条第1項、第152条第6項）において準用する同法第23条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

負債償還計画書

	借入先	当初借入金額	借入年月	返済期限及び利率	申請時の償還額	申請時の残高	借入金に対する返済計画			借入金の目的	
							認可前年度	認可年度	年度		
申請時現在の負債残高	日本私立学校振興・共済事業団	千円	年月	年% (据置年)	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()	用途: 抵当:	
	小計										
	銀行										
	小計		—	——							
	未払金										
	学校債										
	小計		—	——							
申請時以降の借入予定					——	——					
					——	——					
	小計		—	——	——	——					
合計		—	——								
年度末残高(元金のみ)											
合計年間償還額(元金+利息)【A】											
帰属収入【B】											
帰属収入に対する負債償還額(元金+利息)の割合【=A/B×100】(短期借入金の元金を除く負債償還率)								() %	() %	() %	

備考

- 1 法人全体についての負債(未払金及び申請時以後予定している負債を含む。)償還計画を年度ごとに作成すること。()内には、当該年度分の利息の額を記入すること。
- 2 返済期間が終了するまでの期間の償還計画を作成すること。
- 3 借入目的(用途)欄には、借入目的(例えば、〇〇校舎建築費(〇〇千円)に充当等)及び抵当物件等を具体的に記載すること。
- 4 償還財源の内訳欄には、年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載すること。
- 5 「帰属収入に対する負債償還額(元金+利息)の割合」欄は、小数第1位まで記入すること。また、短期借入金がある場合は、当該短期借入金の元金を除く負債償還率を括弧書きで記入すること。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

学校法人 寄附行為補充請求書

学校法人 の設立者が私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項を定めなくて死亡したので、私立学校法（第25条第1項、第152条第6項において準用する同法第32条第1項）の規定により、寄附行為の補充を請求します。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

一時理事選任請求書

学校法人 の一時理事の職務を行うべき者を選任する必要があるため、私立学校（第34条第2項、第152条第6項において準用する同法第34条第2項）の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時理事の職務を行うべき者の住所、氏名及び生年月日
- 2 一時理事の職務を行うべき者の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

一時監事選任請求書

学校法人 の一時監事の職務を行うべき者を選任する必要があるため、私立学校（第50条第2項、第152条第6項において準用する同法第50条第2項）の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時監事の職務を行うべき者の住所、氏名及び生年月日
- 2 一時監事の職務を行うべき者の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

一時評議員選任請求書

学校法人 〃 の一時評議員の職務を行うべき者を選任する必要があるので、私立学校〔第65条
第152条
第2項
第6項において準用する同法第65条第2項〕の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時評議員の職務を行うべき者の住所、氏名及び生年月日
- 2 一時評議員の職務を行うべき者の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人
監事氏名

不正行為等報告書

年 月 日現在における学校法人 〃 の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した（又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認める）ので、下記のとおり私立学校法〔第56条第2項
第152条第6項において準用する同法第56条第2項〕の規定により報告します。

記

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

評議員 住所
氏名
評議員 住所
氏名

評議員会招集許可申請書

学校法人 の評議員会の招集の許可を受けたいので、私立学校法 { 第72条第1項
第152条第6項により準用

する同法第72条1項 }の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象学校法人名称及び所在地
- 2 招集の目的、開催予定日及び開催予定場所
- 3 招集を請求した日

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

学校法人 寄附行為変更認可申請書

学校法人 の寄附行為を変更したいので、私立学校法 { 第108条第3項
第152条第6項において準用する同法
第23条第1項 }の規定により、関係書類を添えて申請します。

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

学校法人寄附行為変更届

学校法人 の寄附行為を変更したので、私立学校法 { 第108条第5項
第152条第6項において準用する同法
第23条第1項 }の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

学校法人 解散認可申請書

学校法人 を解散したいので、私立学校法（第109条第3項
第152条第6項において準用する同法第109条第3
項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

第11号様式（第9条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名

学校法人解散届

学校法人 が解散したので、私立学校法（第109条第5項
第152条第6項において準用する同法第109条第5
項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

清算人選任申立書

学校法人 の清算人を選任したいので、法第112条第2項の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 清算人の選任を申し立てる理由
- 2 清算人として選任を受けたい者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名

清算人就職届

学校法人 〃 の清算人に就職したので、私立学校法（第115条、第152条第6項において準用する同法第115条）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
就職年月日 〃 年 〃 月 〃 日

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名

清算終了届

学校法人 〃 の清算が終了したので、私立学校法（第122条、第152条第6項において準用する同法122条）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名
法人所在地
学校法人名
理事長名

学校法人合併認可申請書

学校法人 〃 と学校法人 〃 とを合併したいので、私立学校法（第126条第3項、第152条第6項において準用する同法第52条第2項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

第16号様式（第15条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

学校法人組織変更認可申請書

学校法人の組織を変更したいので、私立学校法第152条第7項の規定により、関係書類を添えて申請します。

第17号様式（第16条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

設立登記済届

学校法人 の設立登記を完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

第18号様式（第16条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

変更登記済届

学校法人 次の事項に変更が生じ、変更の登記が完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

変更した事項

- 1 目的及び業務
 - 2 名称
 - 3 事務所の所在場所
 - 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - 5 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
 - 7 資産の総額
 - 8 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称
 - 9 従たる事務所の新設又は移転
- ※ 該当する事項の番号に○を付すること。

第19号様式（第17条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長名

役員等変更届

学校法人 _____ の役員等を変更したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

新・旧・重任の別	理事・監事・評議員事・会計監査人の別	氏名	住所	就任（退任）年月日